

Weekly Report

第714号
令和5年9月19日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

免税事業者との取引で問題となる行為は

来月からインボイス制度が始まりますが、仕入先である免税事業者との取引条件の見直しなどを行う場合は、独占禁止法(優越的地位の濫用)や下請法の違反行為にならないように注意が必要です。

◆独禁法や下請法において問題となるケース

取引上優越した地位にある事業者や下請法の親事業者が免税事業者との取引条件を見直す場合、次のようなケースで問題となります。なお、免税事業者からの仕入れでも制度開始後3年間は仕入税額相当額の80%、その後の3年間は50%を控除できます。

◎取引価格の引下げを要請する場合……取引上優越した地位にある事業者が仕入税額控除の制度を理由に取引価格の引下げを要請する場合、交渉により双方が納得する価格であれば問題ありませんが、形式的な交渉にすぎず、事業者の都合のみで著しく低い価格を設定した場合、独禁法上問題となります。

◎請求段階で免税事業者であることが判明した場合

……下請事業者との取引完了後、免税事業者であることが請求段階で判明したため、消費税相当額を支払わない場合、下請法上問題になります。

◎課税事業者になるよう要請する場合……インボイス事業者(課税事業者)になるように要請することは問題ありませんが、要請に応じなければ取引価格の引下げや取引を打ち切るなどと一方的に通告することは、独禁法又は下請法上問題となります。

◎下請事業者がインボイス事業者になった場合……

継続的に取引関係のある下請事業者が要請に応じてインボイス事業者になったにもかかわらず、免税事業者であることを前提にした従来の単価を一方的に据え置く場合、下請法上問題となります。

対象拡大など「業務改善助成金」を拡充

来月から地域別最低賃金が改定しますが、中小企業等が事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引上げて、生産性向上に資する設備投資等を行う場合に、設備投資等の費用の一部を助成する「業務改善助成金」が拡充されました。当表示に指定され違反行為になります。

これにより、*対象を事業場内最低賃金が地域別最低賃金+50円以内の事業場に拡大、*事業場規模50人未満の事業者は賃金引上げ後の申請も可能(令和5年4月~12月に賃金引上げを実施した場合が対象)、などが行われました。

なお、地域別最低賃金の改定額に対応するため事業場内最低賃金を上げる場合、発行日前に引上げを実施していれば本助成金の対象となります。

マイナポイントの申込期限は今月末まで

マイナンバーカードの取得者(本来2月末までの交付申請が対象)は最大2万円分のマイナポイントの付与対象ですが、ポイントを受け取るための申込手続きは今月末が期限となっています。

総務省によると、対象者のうち約2千万人が申込手続きをしていないことから、月末にかけて自治体窓口の混雑などが懸念されています。

また、期限前に申込受付を終了するキャッシュレス決済サービスもあるため、希望者は早めに手続きを行うように呼びかけています。